

## 動物実験等における発がん物質、重金属等の危険物質の使用に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、神戸大学（以下「本学」という。）における動物実験及び実験動物の飼育において、人及び他の動物に危険をもたらすおそれのある発がん物質、環境汚染のおそれのある有害性重金属、内分泌攪乱物質等の危険物質（以下「発がん物質等危険物質」という。）を用いる場合の危険防止及び環境汚染防止のために必要な事項を定める。

(対象)

第2条 本学における動物実験及び実験動物の飼育において、次に掲げる発がん物質等危険物質を使用する場合を対象とする。

(1) 発がん物質

国際がん研究機関 (IARC) において、発がん性リスクがグループ 1 及びグループ 2 の化学物質。

(2) 有害性重金属

水銀、鉛、ヒ素、カドミウム等の体内に蓄積し、健康を害する物質。

(3) その他の危険性を有する物質

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」(GHS) において生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性及び水生環境有害性等の危険性が報告されている物質等。

(申請)

第3条 発がん物質等危険物質を使用する動物実験等を実施しようとする者は、「**発がん物質等危険物質使用申請書**」(様式1)を六甲台地区動物実験委員会又は楠地区及び名谷地区動物実験委員会（以下「実験委員会」という。）へ提出するものとする。

(審査)

第4条 各実験委員会は、「**発がん物質等危険物質の使用基準**」(別紙1)に基づいて、発がん物質等危険物質使用実験の申請を審査する。

2 各実験委員会が必要と認めたときは、発がん物質等危険物質に関する専門家の意見を聴取することができる。

(発がん物質等危険物質使用実験の実施)

第5条 発がん物質等危険物質の使用は、「**発がん物質等危険物質の使用基準**」(別紙1)に基づき、当該飼育室及び実験室内の危険防止及び環境汚染防止について必要な措置を講じなければならない。

2 当該飼育室及び実験室での実験動物の飼育及び管理は、すべて使用代表者の責任において、使用者が行う。

3 使用代表者は、当該物質の危険性及び適切な取扱い方法について、使用者に周知しなければならない。

(報告)

第6条 発がん物質等危険物質使用実験をする者は、当該実験室の環境管理に異常があると認めるときは、速やかに管理者に報告するとともに、必要に応じて各実験委員会の委員長に報告し、指示を受けるものとする。

(発がん物質等危険物質使用実験の中止等)

第7条 不適切な発がん物質等危険物質使用実験が実施されている場合には、実験委員会の判断により当該実験の中止その他の措置を講ずることがある。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、発がん物質等危険物質使用実験に関し必要な事項は神戸大学動物実験委員会が定める。

附 則 この要項は、平成19年4月16日から実施する。

附 則 この要項は、平成21年4月1日から実施する。

附 則 この要項は、平成29年4月1日から実施する。